

第3次千葉県アライグマ防除実施計画（案）に対する意見と県の考え方

1 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和8年2月16日（月）～3月2日（月）

(2) 意見提出者 / 件数

3名・団体 / 3件

(3) 意見の概要及び県の考え方

No	意見の概要	県の考え方（対応）
目標設定及び捕獲について		
1	計画の進捗管理および効果検証の観点から、地域ごとに目標 CPUE や目標捕獲努力量を定めるなど、客観的に評価可能な数値目標を設定することが、計画の実効性を高める上で必要。	今後の施策の参考とさせていただきます。
2	補助金の交付や保護すべき生物が生息する地域での防除は、現行計画の施策であるが、新計画案には具体的な実施状況の記載がないことから、実施の有無や達成状況を明確に整理する必要があり、実施のなかった場合は課題として改善する必要がある。	アライグマ捕獲に関する補助金として、県では野生獣管理事業補助金が挙げられます。ご指摘を踏まえ、p13に補助金の利用状況について追記しました。 保護すべき生物が生息する地域の防除については、第2次計画では被害状況に関する情報収集にとどまったことから、本計画では胃内容物の調査等、更なる実態把握に向けた対応について記載しています。
3	計画案において、捕獲の実施主体がやや不明確に読み取れる部分がある。 (p16等)	各市町村が捕獲の実施主体として、地域の実状に合わせた捕獲活動を実施していると認識しています。本文中 p16 イ（ア）について、「市町村は～対策する。」と修正しました。
4	外来生物法の防除従事者として担い手を確保する上で、講習会の実施回数や目標を計画内に明記、県ホームページ等で防除従事者の募集や手続き方法を示すなど、情報発信の強化を図ることが重要。	本年3月実施の捕獲従事者養成講習会の結果も踏まえ、効果的な発信方法を検討して参ります。

5	県民による捕獲圧を高めるため、県による殺処分体制の拡充が必要。捕獲殺処分設備を複数地点に設置する必要がある。	捕獲個体の処分については、捕獲の実施主体である市町村において適切に対応されているものと認識しています。 なお、県の野生獣管理事業補助金の中で、小型獣殺処分機の購入に係る補助制度（上限75000円、事業費の1/2以内）があり、引き続き制度の周知に努めて参ります。
6	生態系被害について具体的な調査および重点的排除対策に着手する旨を明確に位置付けることが必要。	2に記載した対応を実施していく他、引き続き情報収集を継続して参ります。
7	普及啓発に関して、実効性をより明確に示す観点から、「支援する」「実施する」など明示の表現が妥当。	ご指摘を踏まえ、本文の一部文言を修正しました。 p23（6）防除に関する啓発等 7行目
8	図中ではCPUE、本文中では捕獲効率となっているので、片方に統一することが望ましい。	ご指摘を踏まえ、本文の図9、図10中のCPUEに注釈を追記しました。
捕獲個体の殺処分について		
9	「捕獲個体の殺処分は、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、炭酸ガスによる殺処分等、できる限り苦痛を与えない方法を用いる」との記載は、抽象的であり、客観的検証が不可能なことから、動物の人道的取扱いに関する国際基準を策定しているWorld Organisation for Animal Health (WOAH) 等の国際ガイドラインに準拠することを明記するとともに、以下を義務規定として明文化すべき。(以下略)	ご紹介いただいたガイドラインも参考としながら、引き続き適切に処分を実施してまいります。